

令和2年7月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 2 年 7 月 27 日 午後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊵遅刻 ㊶早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
㊗ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松永 勝也	○ 松瀬 義之	○ 大石 裕
○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治	○ 村田 勝美
○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広
○ 川下 實	○ 北川 廣海	○ 紙本 政信
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 辻田 三代子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	副主任 前川 祐樹	主 任 川村 和夫
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
3 番 柿 山 享	4 番 大 久 保 純 三	

事務局長

時間を過ぎておりますので、ただ今から7月の農業委員会総会を開催させていただきたいと思っております。始めに今回の議案についてでございますが、中身は志佐町の里・高野地区、御厨町大崎西木場地区の農地中間管理事業の重点取組地区に係る集積配分計画の割合が大きく占めておりますので、かなり厚いものとなっております。先月協議いただきました農地パトロール、移動農業委員会をお盆明けの8月18日火曜日の星鹿地区を皮切りに実施いたします。日程表はお配りしておりますので、後ほど説明させていただきたいと思っております。農地パトロールにつきましては今日、新しく地図をお渡ししております。皆様に差し上げていたのが2年半前ほどになりますが、この時は緑が濃くてわかりにくかったと思っております。今回の地図につきましては、昨年の秋に新しく航空写真を撮っているので、以前お配りしているものよりもかなり場所等の特定ができるものになっているのではないかと考えております。農地パトロールの当日よりも前に遊休農地の確認をしていただいて、当日ご案内をお願いしたいと思っております。それと、移動農業委員会につきましては、農業委員会の業務についての話を行うようにしてございまして、その中で、農業者からのご要望ご意見を集約しまして、農業委員会等に関する法律の第38条に基づき、農用地利用の最適化の推進についての意見書を市長に提出することになります。市内の移動農業委員会が終了した後に、総会で意見を集約して、市長のほうに提出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それから移動農業委員会終了後、19時30分ごろからになりますけれど、人・農地プランの説明会を予定しておりますので、多くの農家の方にご出席いただくように声かけをお願いします。それでは会長のご挨拶をいただき7月の定例会に入りたいと思っております。

会 長

皆様こんにちは。今日は雨の中ご出席いただきありがとうございます。梅雨も末期でしょうが、今年は特に雨が多くて皆様方もいろんな面で支障をきたしているのではないかと考えております。本日は、農業新聞のパンフレットも用意しております。ご協力をお願いします。それでは早速、議案審議に入っていきたいと思っております。まずは、本日の欠席委員は、13番の田中委員、推進委員で4番岩木委員、それから10番の萩原委員、17番の吉田委員。以上の方から欠席届が出ております。それでは、本日の議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。3番の柿山委員、4番の大久保委員、よろしく願いいたします。それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

それでは、ご説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知 合意解約について、ご説明いたします。11件ございます。1件目から3件目までは、借人が■■■■氏 貸人が順に■■■■

■■■■ 氏、■■■■ 氏、■■■■ 氏で、いずれも平成30年1月29日から令和6年6月19日までの6年5カ月の賃貸借契約となっておりましたが、人手不足のため規模を縮小するという借人の都合により解約となっております。4件目の貸人、■■■■ 氏、借人、■■■■ 氏の分は、平成29年12月20日から令和2年12月19日までの3年の賃貸借契約となっておりましたが、こちらも規模を縮小したいという借り人の都合による解約でございます。5件目から11件目までの7件につきましては、借人が■■■■株式会社との契約でございます。貸人、■■■■ 氏の2件につきましては、平成29年10月27日から令和4年3月9日までの4年5カ月、平成30年11月27日から令和6年11月30日までの6年1カ月の契約でした。■■■■ 氏との契約は、平成31年4月25日から令和4年4月30日までの3年1カ月、■■■■ 氏との契約は、平成30年11月27日から令和5年11月30日までの5年1カ月、■■■■ 氏との契約は、平成29年10月27日から令和4年3月9日までの4年5カ月、■■■■ 氏との契約は平成30年11月27日から令和6年11月3日までの6年1カ月、■■■■ 氏との契約は、平成31年4月25日から令和4年4月30日までの3年1カ月の賃貸借契約となっておりましたが、■■■■株式会社の平戸市への移転によりまして、借人の都合で解約になったものです。以上でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出（相続）についてでございます。1件目は、被相続人が志佐町里免■■■■ 氏、相続人が志佐町里免■■■■ 氏。農地の所在は志佐町里免■■■■ から志佐町里免■■■■ までの田22筆、畑7筆、計29筆で合計面積は■■■■ 平方メートルです。被相続人は平成18年6月28日に死亡されており、令和元年8月1日に相続登記が完了したということで、相続人から令和2年7月1日に届出がされたものです。2件目は、被相続人が今福町浦免■■■■ 氏、相続人は同じ住所の、■■■■ 氏、農地の所在は今福町浦免■■■■ 、畑で面積は■■■■ 平方メートルです。被相続人は令和2年4月3日に死亡されており、令和2年6月11日に相続登記が完了したということで、相続人から令和2年7月1日に届出がされたものです。3件目は、被相続人が調川町平尾免■■■■ 氏、相続人が調川町平尾免■■■■ 氏、農地の所在は調川町平尾免■■■■ 畑で面積は■■■■ 平方メートルです。被相続人は平成4年6月9日に死亡されており、令和元年8月5日に相続登記が完了したということで、相続人から令和2年7月2日に届出がされたものです。4件目は、被相続人が今福町北免■■■■ 氏、相続人は同じ住所の■■■■ 氏。農地の所在は今福町北免■■■■ から北免■■■■ までの田4筆、畑4筆、計8筆で合計面積は■■■■ 平方メートルです。被相続人は令和2年1月6日に死亡されており、令和2

年2月3日に相続登記が完了したということで、相続人から令和2年7月3日に届出がなされたものです。

続きまして、申請事件の処理状況について資料に沿って読み上げさせていただきます。6月の5条関係が3件ございました。

〈 申請事件の処理状況以下、資料の読み上げ 〉

申請事件の処理状況

条項			転用目的	申請面積	処理状況
5			倉庫用地	383 m ²	R2.7.15 許可
			一般個人住宅及び進入路	647 m ²	R2.7.15 許可
			一般個人住宅	490 m ²	R2.7.15 許可

提案事件の集計表

農地法関係

申請事由		件数	面積		
			田	畑	計
第3条	未登記整理	1	36 m ²		36 m ²
	経営規模拡大	2	26 m ²	92 m ²	118 m ²
	農地の相互交換	2	760 m ²	749 m ²	1,509 m ²
計		5	822 m ²	841 m ²	1,663 m ²

申請事由		件数	面積		
			田	畑	計
第5条	駐車場用地	1		253 m ²	253 m ²
	農業用施設用地及び放牧場・飼料置場	1		2,350 m ²	2,350 m ²
	計	2		2,603 m ²	2,603 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面積		
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	50	155,821 m ²	20,212 m ²	176,033 m ²
賃借権	19	35,046 m ²	6,000 m ²	41,046 m ²
使用貸借	31	120,775 m ²	14,212 m ²	134,987 m ²
計	50	155,821 m ²	20,212 m ²	176,033 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面積				計
		田	畑	山林	原野	
農用地利用配分計画(案)について	43	153,967 m ²	12,007 m ²			165,974 m ²
農業振興地域整備計画の変更について	9	4,138 m ²	2,527 m ²	6,758 m ²	973 m ²	14,396 m ²
計	52	158,105 m ²	14,534 m ²	6,758 m ²	973 m ²	180,370 m ²

議長 各種報告が終わりました。各種報告の中で皆様から質疑等ございませんか。それでは付議事項に入ります。

事務局 議案第39号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。5ページをお開き下さい。

事件番号1番についてご説明いたします。申請者は、譲渡人 志佐町笛吹免■■■■■■■■■■氏から譲受人 調川町下免■■■■■■■■■■氏です。申請事由は、未登記整理となっておりますが、40年ほど前に個人間で売買した事実に基づいて所有権移転するための申請であります。具体的には、過去の売買は譲渡人の■■■■■■■■■■氏と譲受人の父、■■■■■■■■■■氏とで行われておりましたが、相続登記が未了であったため所有権移転の手続を行うことができませんでした。しかし、この度、相続登記が完了しましたので過去の売買の事実に基づき所有権の移転を行うものです。なお、経営移譲の関係から譲受人は■■■■■■■■■■氏となっております。対象農地は、志佐町笛吹免■■■■■■■■■■、地目：田、■■■■平方メートルの1筆で

す。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が9,351.65平方メートル、農従者は1名、譲受人の農業従事日数は年間150日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

次に、事件番号2番について、ご説明いたします。申請者は、譲渡人 今福町浦免■■■■■■■■■■氏から 譲受人 今福町仏坂免■■■■■■■■■■氏です。申請事由は、経営規模拡大のため双方が合意したことによる所有権移転の許可申請であります。売買する農地は、今福町浦免■■■■■■■■■■、地目：田、■■■■平方メートルの1筆です。この田は、西九州道のインターへ通ずる道路建設のために収用された農地の残地であり、譲受人の■■■■氏の田に隣接しております。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が7,511平方メートル、農従者は2名、譲受人の農業従事日数は年間250日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

次に、事件番号3・4番は関連がありますのでまとめてご説明いたします。事件番号3番、申請者は、譲渡人 調川町松山田免■■■■■■■■■■氏から譲受人 調川町松山田免■■■■■■■■■■氏です。申請事由は、譲渡人の農地が譲受人の自宅に近く、農地の集積を目的とした交換で、双方が合意したことによる所有権移転の許可申請であります。対象農地は、調川町松山田免■■■■■■■■■■、地目：畑、■■■■平方メートル、■■番■■、地目：畑、■■■■平方メートルの2筆です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が21,713平方メートル、農従者は1名、譲受人の農業従事日数は年間365日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事件番号4番、申請者は、譲渡人 ■■■■■■■■■氏から譲受人 ■■■■■■■■■氏です。申請事由は、譲渡人の農地が譲受人の自宅に近く、農地の集積を目的とした交換で、双方が合意したことによる所有権移転の許可申請であります。対象農地は、調川町松山田免■■■■■■■■■■、地目：田、■■■■平方メートル、■■番■■、地目：田、■■■■平方メートルの2筆です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が22,920.35平方メートル、農従者は2名、譲受人の農業従事日数は年間150日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

最後に、事件番号5番ですが、譲渡人は松浦市で譲受人は今福町東免■■■■■■■■■■氏です。申請事由は経営規模拡大のために双方が合意したことによる所有権移転の申請ですが、具体的には、市道拡幅のために■■■■氏所有の土地を松浦市へ提供しており、その代替地として松浦市から土地を譲り受けるものであります。対象農地は、今福町北免字■■■■■■■■■■、地目：畑、■■■■平方メートルの1筆です。譲受人世帯の

経営状況は、耕作面積が41,633平方メートル、農従者は1名、譲受人の農業従事日数は年間200日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上5件について、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 議案の説明が終了しましたので、担当の委員さんからもお話を聞きたいと思ひます。まずは事件番号1、崎村委員お願ひします。

17番 農業委員17番の崎村です。事務局から説明があつたように、30年以上も前に、お互いに双方で支払いが終わつていたらしくて、今まで、そのままにしていたので処理されましたとご連絡いただひております。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは事件番号2番、崎田委員お願ひします。

9番 農業委員9番の崎田です。今、事務局から説明がありましたとおりでございます。この土地については、高速道路の取り付け用地として、県道上志佐今福停車場線の拡張工事が行われてはいますが、■■■■ 氏の水田というのは、もともとは4畝あつたのがつぶれ地として、26平方メートルが残っていたということです。隣に■■■■ 氏の水田があるんですが、地番が一緒ということで、双方がご了解をいただひて、こういう申請が出てきております。私どもも両方の確認が取れておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは事件番号3番、調川町の益本委員お願ひいたします。

11番 農業委員11番の益本です。この3番と4番は、それぞれの土地を交換ということで上がつております。これは以前からこういう形の中で耕作をされていた土地ですが、これを入れ替へることで自分の土地が近くにあるということで土地の集約が完全に成り立っております。何年もそういう中で耕作をされていて今回事務処理を申請されました。何ら問題がないものと思ひます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは事件番号5番、武部委員お願ひいたします。

5番 農業委員5番の武部です。事件番号5について先ほど事務局からご説明があったとおりで、何ら問題ないと思います。どうぞよろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員さんから問題ないのご発言でございます。ここで、皆さんの質疑を受けたいと思います。この案件について、ご意見ございませんでしょうか。

推進委員 推進委員13番の早坂です。1番目の価格ですが、この地区は10アール当たり40万円かと思いますが、それに比べて、これは300万円という破格の数値になっていますが、これはどういう背景でなっているのか、もしそういう事情が分かるのであればお聞きしたい。

事務局 10アール当たりの価格なんですけれども、実際には、40年ほど前に36平方メートルの面積で11万円で売買をされております。便宜上なんですけれども、10アール当たりの価格になおすといくらということで、305万5,555円と表記をさせていただいているだけでして、実際に売買をされた価格は、36平方メートルで11万円だったというところでございます。

議 長 これは当時の売買の価格ということですか。

事務局 はい、36平方メートルで11万円で売買がなされております。

推進委員 推進委員13番の早坂です。10アール当たりがどうこうではなく、なぜこの土地がね、36平方メートルでわずかな土地でね、なぜ高価な数値になっているのか、そういう特殊な事情があったのか、そういうことを聞きたかったの。10アールうんぬんじゃないの。

事務局 当時の実売価格を聞き取りで確認したところでございまして、その10アール当たりでの300万円というのは、担当として把握をしておりませんでした。

議 長 10数年前に売買された時の値段が11万円ということでございまして、10アールに引き直したら高価になるということですね。当時の取引価格をそのままあげた。だから当時は今よりも少しは高い値段で取引されたんでしょうけど、そういうことでよろしいですか。それでは、他に何かございませんか。

(意見なし)

ご意見もないようでございますので、議案第39号は原案とおり許可することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 はい、異議なしと認め、よって申請どおり許可することといたします。次に、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。7ページをお開き下さい。事件番号1番についてご説明いたします。現地の位置図、字図、配置図を議案の111ページから114ページに添付しております。なお、114ページの配置図ですが一部不鮮明な分がございましたので別途でA3サイズで差し替えを用意しております。それでは譲受人：佐世保市■■■■■■■■■■ 有限会社■■■■■■■■■■、譲渡人：御厨町池田免■■■■■■■■■■ 氏です。申請地は、松浦市役所から■■■■■■■■■■へ約■■■■■■■■■■メートル、■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■に■■■■■■■■■■メートルに位置し、所在地は志佐町白浜免■■■■■■■■■■地目：畑■■■■■■■■■■平方メートルです。転用の目的は、譲受人は解体業を営んでおり、工事関係車両等の駐車場用地とするものです。まず、農地区分は、10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第2種農地となります。次に、土地の利用計画ですが、土地は整地のみを行う計画ですが、表土の流出を防ぐために土壌改良剤にて地固めしてからバラスを敷設します。駐車予定の車両数は10台を計画しております。排水は雨水排水のみで、お配りした資料に青い矢印が書いてあるんですが、一部間違いでして排水につきましては申請地の■■■■番と下に■■■■番という土地があるんですがこの境界のところに水路がはしっていますので、こちらの水路を介しての流下となりますので訂正をお願いいたします。それから申請地は袋地であるため進入路を確保する必要があり、隣接する土地■■■■番を進入路として利用することについての同意を所有者であります西九州メンテナンスから得ており、これを同意書で確認しております。なお、通行に関しては同意書を備えているわけですが、この同意書には通行の権利を主張する法的な効力がないため、今後通行を拒否される恐れがございます。このため、事務局としては、転用後の紛争を事前に防ぐ必要もあろうかと思っておりますので、申請者へは通行を目的として登記できる通行地役権の設定について、指導という形でお話をしておりますことを申し添えいたします。最後に、通帳の写しにより資金計画を確認しており、本事業が確実に行われるものと思われま。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号2番について申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。当申請につきましては、申請書の転用は親子間の無償による使用貸借で行なわれるものでございます。現地の位置図は議案書の115ページ、字図は117ページをご覧ください。貸し人は鷹島町三里免■■■■氏、借り人は鷹島町三里免■■■■氏です。借り人は貸し人の息子になり農業後継者でもあります。申請地は鷹島町三里免■■■■、市役所鷹島支所から■■■■に約■■■■キロ離れた場所になります。地目は畑、面積は■■■■平方メートル、農地区分は申請地周辺が概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にありますので、第1種農地区分となっており、農地の転用につきましては原則許可できませんが、今回の転用が農業用施設用地としての申請でありますので許可可能な案件となっております。農振地区域内にある農地ですけれども先月、農用地区域の用途区分変更申請があり7月8日付けで農用地から農業用施設用地への変更が承認されております。転用の目的は借り人が木造平屋建て牛舎を一棟建築し、残りは放牧場と飼料置き場として利用するものであります。資料として議案の116ページに配置図、118ページに平面図立面図をそれぞれ添付しております。借り人は今年から新規就農者として繁殖牛を営む計画をされており、今年度は3頭の親牛から始め5年後には13頭まで増頭する計画をされており、申請地は基盤整備された農地で申請地の南東から北西に向かって緩やかな傾斜がついております。周辺は北側と西側が市道と隣接、東側と南側は畑で貸し人が小作をされており、造成計画につきましては牛舎を建築する部分を平坦にし残る部分はそのまま利用することになっております。牛舎建設部分の土地と放牧場として利用する土地との境には一部を除き段差を設け放牧場周辺には防護柵を設置するようになっております。雨水につきましては自然流下としておりますが、牛舎建築部分から北西側に緩やかな傾斜をつけて新設する素掘り側溝に集め敷地内から北側の市道側溝に暗渠にて接続し排水をする計画であります。生活雑排水につきましては特に発生せず牛の糞尿処理につきましては、牛舎内においてはおがくずを敷設し適宜搬出するようにされており、放牧場につきましても可能な限り搬出することとあります。なお、土地造成につきましては市の土地開発協議の許可を得ており、市道側溝への接続につきましては道路工事施工承認を得ております。資金計画については貸し人から資金を借りるようにしており借用書と貸し人の通帳残高の写しが添付されております。以上の状況から周辺の農地への日照、耕作、道路・水路への土砂の流出等の影響は無いと考えておりまして、問題ないと判断しておりますのでご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 はい、議案の説明が終わりましたので、まずは地元委員さんの意見をお聞きしたいと思います。事件番号1、柿山委員さんお願いします。

3番 農業委員3番の柿山です。7月20日に現地の立ち会いを行いました。先ほど説明もありましたが、隣接する農地は全然ありません。雨水排水の対策につきましても自然流下と水路も設置されておりますので、何ら問題無いものと判断したところです。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは事件番号2について、地元の山本委員さんお願いします。

14番 農業委員14番の山本です。20日の日に現地を確認しております。農振除外をしております、今回、転用の申請が出ております。先ほど事務局より詳しく説明がありましたので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは現地確認に行かれた委員さんからもお聞きしたいと思います。

17番 農業委員の17番の崎村です。20日に皆さんと現地確認に行きました。事務局の説明と地元委員さんのおっしゃられたとおり、近くに農地もございませんでしたので、駐車場に転用されても問題ないと思われました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事件番号2についてもお願いいたします。

18番 農業委員18番の瀬川です。同じく20日に確認に行きまして、事務局の方からだいぶ詳しく報告があったところであります。この土地は、20数年前に土地改良事業によって、山林から畑へと造成されたものです。したがって、現在も優良な農地であることに間違いありません。今回は牛舎建築されるということですが、土地の効率利用を図り、後継者ができ就農されるということで、後継者の育成と地域の担い手不足の確保、地域は担い手不足で困窮しておりますので、1人でも多くの担い手確保が必要なことから、このような牛舎建築で後継者が育っていければと大変微笑ましい申請であります。そのような観点から、この農地が今回の地域の農業発展に果たす役割は大きなものであると考察をすることができました。基盤整備をされている中で、西側の隅っこでありますので、農地の集団化を分断するものでもなく、環境面から見て考えてみた場合、特

に問題ないと思って帰って参りました。そのようなことで、よろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございます。地元委員、並びに現地確認に行かれた委員さんからも、転用については問題は無いだろうという意見でございます。ここで、皆さんの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。私の方から事務局にも伝えてるんですけども、気になるのは事件番号1の■■■■から直接道路に出られないということです。■■■■を通らないととおり抜けできないという事から、囲繞地になってしまうということになります。そうなりますと後々問題が起きる可能性があります。■■■■を通ったらだめとなると、■■■■は死に地になってしまうということです。基本的には囲繞地を作らないというのが原則でありますので、事務局も先ほど説明しましたように、地役権の設定が求められます。総会でもそういうところを指摘して、後々問題になったときに、農業委員会は何で許可をしたかとなる可能性がありますので、そういうところをしっかりと業者にも指導していかなければならないし、議事録としてもしっかり残しておかなければと考えております。ほかに何か皆さんからこの案件についてご意見ございせんか。議案第40号は許可することに異議ございせんか。

委 員

はい。

議 長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第40号は許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に、議案第41号、農地利用集積計画の決定を議題とします。

事務局

8ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年7月28日としております。9ページに賃貸借権の再設定分を、10ページに賃貸借権の新規設定分と使用貸借の再設定分、11ページから13ページに使用貸借の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議 長

議案の説明が終わりました。ここで、質疑を受けたいと思います。この案件につきましては、皆様方から掘り起こしをしていただいて上程された議案です。再度お目通しをいただいて、間違いはないかどうか見ていただければと思います。何か不審な点とかございせんか。

(意見なし)

ご意見もないようでございますので、計画どおり決定することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 はい、異議なしと認めます。よって、議案第41号は、計画どおり決定することとし、公告予定を令和2年7月28日とさせていただきます。

次に、議案第42号、農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。

事務局 18ページをご覧ください。議案第42号 農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。19ページから107ページにかけて、43件の配分計画書を添付しております。AtoAで公社が貸付ける分が27件、AtoBで公社が貸付ける分が16件ございます。AtoBの内訳ですが、59ページに公社が■■■■氏に貸付ける分の各筆明細を、60ページに■■■■氏の経営状況を記載しております。同じように、63～66ページには■■■■氏へ貸付ける分、67から68ページが■■■■氏へ貸付ける分69から70ページ、103から104ページが■■■■氏へ貸付ける分、71から72ページが■■■■氏へ貸付ける分、77から78ページが■■■■氏へ貸付ける分、79から80ページが■■■■氏へ貸付ける分、81から84ページが■■■■氏へ貸付ける分、87から88ページが■■■■氏へ貸付ける分、89から90ページが■■■■氏へ貸付ける分、91から94ページが■■■■氏へ貸付ける分、95から96ページが■■■■氏へ貸付ける分でございます。始期が令和2年9月10日で、存続期間、3年が1件、9年5カ月が1件、あとは10年で契約されております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。この案件について、何かお気づきの点とかございませんでしょうか。

4番 農業委員4番の大久保です。中間管理機構についてちょっと不満と申しますか、ちょっと意見があるんです。実は、集積を盛んに進められてきて、我々も中間管理機構を通すように進めてきたわけですが、最近になって、中間管理機構が優良農地でないと預からない。借り手がいても優良農地でないと通せないようになったと。我々としてはここ2～3年耕作されていない土地を復活させるためにも、中間管理機構を通してやりたかったんですけど、それが優良農地でないためにとおりにくくなった。集積協力金もなくなった。何か中間管理機構を通す意味があるのかなあって気がするんですけども、どうしたものでしょうか。

事務局

確かにおっしゃるとおりだと思います。以前はどんな農地でも中間管理機構のほうにご案内して集積してもらっていた経緯がありますが、ここ数年、実際借り手の方が中間管理機構で貸し付けられた農地を耕作できないという状況が見受けられつつあります。そうなったときに、農地を中間管理機構が最低3年間保全をするという制度になっておりますが、3年間の保全管理がうまくできていないところが多少見受けられています。そういったことで、なるべく活用しやすい優良な農地を、できれば中間管理機構を通して使うことによって、耕作者の方が作らないということにならないように、今後のことを考えてできる限り難しい農地じゃなくて、使いやすい農地を集約していこうということでご理解いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

10番

農業委員10番の吉原です。今、大久保委員の方から問題を提起していただきましたので、それに関して私の意見を述べさせていただきたいと思えます。実は、山間部の土地を荒らさないために、貸主が2人、借主が1人、手続きをして、契約も済んで、農業委員会のほうも通ったんですが、その土地が3年以上自己保全をされていたということでいろんな助成金を受けられない土地だということになりました。借主のほうは助成金をあてにして、耕作の経費に充てるということで借りていらっしやったんですが、契約は破棄するということになりました。それで、農業委員会の事務局に農林課の2人の方に来ていただいて私も感情的になって声高に意見を申し上げたわけですけれども、農林課の職員さんが1センチ位の厚さの付箋を貼った本を持ってこられてここに書いてあるからできないと言われました。どうしてその契約をする前に私のところに相談に来なかったのですかということでした。そういったことなら農業委員会の総会のところに直接来て、こういうことですよと農業委員の皆さんに集積する時、掘り起こしするときには十分注意して自己保全管理をなされた土地は農林課の濱本さんのところに行くようにとどうして言わなかったのかと私は感情的になって言いました。でもこの本に書いてあるようにダメと言われるからいくら言っても一緒だと思って、それなら総会の時に来て話をしてくださいということにしたのですけれども、苦勞して集積した2件の契約は破棄すると合意解約してくださいということでしたので現在説明してお一人は印鑑を両方からもらっております。もう一方は言い出せずにいます。そういったことを3年以上耕作してない土地を、今大久保さんが言われた農地中間管理機構を通せば復権しますよと、そしてそれから集積の書類を作ってくださいということでしたので、そこを局長さんからも今日この場で説明していただければ今後私が失敗したようなことが皆さんはなくなるのではないかと思いますのでどうぞよろしくをお願いします。それで優良農地でなくても山間部から荒らさないように

ということで農業委員それぞれ努力をしておりますので、そのことをどうぞご説明していただきたいと思います。以上です。

議 長 その貸し借りというのは荒れてるからダメと言われたのですか。

10番 農業委員10番の吉原です。自己保全をしている土地はダメです。田に飼料を作ったりするとダメ。経営所得安定対策の交付金の対象にならないと。借りる人はそこをあてにして経費に充てたかもしれないですね。

議 長 なるほど経営所得安定対策交付金の対象にならないということだったという事ですね。

事務局 今、吉原委員がおっしゃったのは、農林課で手続きを行っている経営所得安定対策交付金、この交付金をもらうためには、3年間自己保全していた後にブロッコリーを植えて、一反当たりいくらもらうという手続きをしたときに、3年間保全管理している場合は農地中間管理事業を通さないと交付金がもらえないという要件になっています。この件について農業委員さん自身が事前に分かっていたら掘り起こしの手続きをしなくて良かったということになると思うんですけども、一方で中間管理事業を進めてはいますがなかなか耕作しづらい活用しにくい農地は中間管理事業を通すのが難しいという状況になっているので、整合性がないような感じになっております。吉原委員の言われた2筆の案件については、その後農林課の方から話があって1筆は基盤法で継続しようかなと話が出てみたいですね。もう1筆は、合意解約の手続きということになりそうな状況だと聞いています。

10番 農業委員10番の吉原です。もうそれでは遅いです。すでに中山間の作業の中で慰労会でみんな頭にきたからやめたと言われております。それは無理だと思います。復権はしないと。やっぱり大事だと思うんです。山際から荒れていくのを何とかして農業委員は荒地にしないようにしたい。荒れさせて非農地化して遊休農地をなくしていくのは簡単なものです。事務局としては荒らした方が簡単ですね。成績が良くなる、荒地がなくなるという事はなくなって優秀だと言われる。私たちはそうは考えないんです。なるべく農地は農地として活用して後世のために活かしていきたいと思うから、無理にお願いしてここを借りて耕作してくださいとやっているのに、一方では農林課が「私のところに言ってこないからそんなこと知りませんよ。」だったので、だから大失敗しました。それで皆様方にもこういった失敗を繰り返さないように。ちょっとわかってもらえてるかと思うんですが、優良農地の田原のほうは問

題なかったと思うんですが、たまたま山間部の所だったもので、中間管理機構は優良農地は中間管理機構で預かりますと優良じゃない山間部の土地は預からないと言いながら、どうして私のところに通さなかったのかと■■■くんは言ってますもんね。復権の事は考えなくて結構です。

事務局

経営所得安定対策の要件は国が決めているものなのでこの場で変更はできませんが、今回の2筆は基盤法で手続きをされていたので本来であればこっちの方から借り手助成金が交付できることになっています。今のところその方からは申請が上がってきていませんが、申請すれば借りて助成金がもらえます。

議長

この農地の管理についてはいろいろ疑問に思っていることがたくさんありまして、吉原委員の経営所得安定対策の件につきましても現場と結構ズレがあるんですね。それから再生協議会で行っております助成金の関係についても現場とのズレが結構あります。それと中間管理機構を通す場合においても、今まで県が中間管理事業法に基づいて説明してきたもの、それと色々な中間管理事業を活用しようということでチラシを入れたり、事務局には通達が来ているわけですけど、当初の説明を受けたものと現在の担当の方で施行令とかスムーズにするための通達というか、そういうものを見てみると若干ずれている。新たな借受希望者にめどをつけたところでないと借りませんよとか、以前はこういう事はなかったんです。なぜこういうことをいうようになったかは、近いうちに中間管理機構の専務と会いますので具体的な話をしてみたいと思います。このようになったのは、受け手が見つかるまで3年間は中間管理機構が持ちますよということを出しているんですけども、最近多くなって、経営的な経費的な問題が出てるんじゃないかと思います。当初の中間管理事業法に基づいた集積と現在の手順が施行令施行規則が県が出しているものと若干ズレがあります。それはやはり3年間の管理というところに何か問題が、県の負担が多くなっているのかな、予算的なものかな。しかし、もっと具体的に説明しないと、借り受け者があれば受けますよ、そうじゃなければ受けませんよということになってしまってる。当初のものと少しずれてきてるんじゃないかと思っています。だから中間管理機構ともうちょっと具体的に話をしてみたいと思っています。中間管理機構を通す場合は誰か借受者がいないと進められないということになります。いろいろ問題だと思います。今後詰めて結果について皆様にご報告したいと思います。ほかに何かご意見ございませんか。ご意見もないようですので議案第42号は、農用地利用配分計画については問題ないということで意見を付して提出することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって農業委員会としては問題ないという意見書を提出すると思います。

次に、議案第43号農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

事務局 議案第43号農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。これについては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会としての意見を求められておりますので、意見書を提出するものです。まず、事件番号1・2番が農用地区域への編入、3番から9番が農用地区域からの除外の申請となっております。事件番号1番ですが、農用地区域への編入を目的とした申請です。申請地は、志佐町栢木免■■■■■■■■■■、地目は田、■■■■平方メートル、所有者は■■■■■■■■■■氏で、松浦市役所から■■■■に約■■キロメートルに位置します。120ページに農業振興地域の農用地区域の図面を添付しております。黄色が農用地区域で、赤く囲っている部分が申請地です。編入の目的は、中山間地域等直接支払制度を活用するためのものでありますので、問題ないものと考えます。

事件番号2番も、農用地区域への編入を目的とした申請です。申請地は、志佐町栢木免■■■■■■■■■■、地目は田、■■■■平方メートル、所有者は■■■■■■■■■■氏で、松浦市役所から■■■■に約■■キロメートルに位置し事件番号1番に隣接しております。120ページに農業振興地域の農用地区域の図面を添付しております。黄色が農用地区域で、赤く囲っている部分が申請地です。編入の目的は、中山間地域等直接支払制度を活用するためのものでありますので、問題ないものと考えます。

事件番号3番は、農用地区域からの除外を目的とした申請です。申請地は、志佐町栢木免■■■■■■■■■■、地目は田、■■■■平方メートル、所有者は■■■■■■■■■■氏で、申請者は■■■■■■■■■■です。場所は松浦市役所から■■■■へ約■■■■キロメートルに位置します。120ページに農業振興地域の農用地区域の図面を添付しております。黄色が農用地区域で、赤く囲っている部分が申請地です。除外の目的は、申請者が運営することも園の駐車場が不足しているため、駐車場用地として利用することです。土地利用計画では1.2メートル程度の盛土をし、雨水排水を自然流下させる計画です。申請地は東側を道路に接し集団の端に位置しております。除外されても農地の集団性は保たれ、農業用水路等への支障もなく、周辺農地への影響もないものと考えられ、農用地区域からの除外もやむを得ないと見込まれます。

事件番号4番は、農用地区域からの除外を目的とした申請です。申請地は、志佐町白浜免■■■■■、地目は田、■■■■■平方メートル、所有者は■■■■■氏で、申請者は■■■■■です。場所は九州電力松浦発電所から■■■■■メートルに位置します。121ページに農業振興地域の農用地区域の図面を添付しております。黄色が農用地区域で、赤く囲っている部分が申請地です。除外の目的は、申請者は九州電力松浦発電所のメンテナンス業務を請け負っており、作業員の駐車場用地として利用することです。なお、■■■■■が対象地に隣接しております。土地利用計画では1.2メートル程度の盛土をし、雨水排水を自然流下させる計画です。申請地は宅地と河川、道路に囲まれた土地であり、除外されても農地の集団性は保たれ、農業用水路等への支障もなく、周辺農地への影響もないものと考えられ、農用地区域からの除外もやむを得ないと見込まれます。

事件番号5番は、農用地区域からの除外を目的とした申請です。申請地は、御厨町高野免■■■■■、地目は山林、■■■■■平方メートル、所有者は■■■■■で、申請者も同会社です。場所は旧大崎小学校から■■■■■メートルに位置します。122ページに農業振興地域の農用地区域の図面を添付しております。黄色が農用地区域で、赤く囲っている部分が申請地です。除外の目的は、太陽光発電施設用地として利用することです。土地利用計画では現状のまま利用し、排水は雨水排水のみで水路放流・自然流下させる計画です。申請地は畑と道路に囲まれた山林です。農地転用は5条の転用許可申請となりますが、山林の場合は農業振興地域から除外された後は農業委員会の許可もなく太陽光施設を設置することができます。今回の場合、雨水排水の経路や排水能力が不明な点があり、太陽光施設を設置した場合の隣接する農地への影響が懸念されます。従いまして、太陽光発電用地の排水計画について隣接する農地に影響のないように隣接する農地の所有者と十分に協議すること、との条件を付して意見書とすることが適当と考えます。

事件番号6番は、農用地区域からの除外を目的とした申請です。申請地は、志佐町長野免■■■■■、地目は畑、■■■■■平方メートル、所有者は■■■■■氏、申請者は■■■■■です。場所は上志佐小学校から■■■■■メートルに位置します。123ページに農業振興地域の農用地区域の図面を添付しております。黄色が農用地区域で、赤く囲っている部分が申請地です。除外の目的は、太陽光発電施設用地として利用することです。土地利用計画では現状のまま利用し、排水は雨水排水のみで水路放流させる計画です。申請地は畑、原野に囲まれた土地であり、除外されても農地の集団性は保たれ、農業用水路等への支障もなく、周辺農地への影響もないものと考えられ、農用地区域からの除外もやむを得ないと見込まれます。

事件番号7番は、農用地区域からの除外を目的とした申請です。申請地は、調川町下免■■■■■■■■■■、地目は原野、■■■■平方メートル、所有者は■■■■氏、申請者は■■■■■■■■■■です。場所は調川小学校から■■■■へ■■■■メートルに位置します。124ページに農業振興地域の農用地区域の図面を添付しております。黄色が農用地区域で、赤く囲っている部分が申請地です。除外の目的は、太陽光発電施設用地として利用することです。土地利用計画では現状のまま利用し、排水は雨水排水のみで水路放流させる計画です。申請地は田、原野に囲まれた土地であり、除外されても農地の集団性は保たれ、農業用水路等への支障もなく、周辺農地への影響もないものと考えられ、農用地区域からの除外もやむを得ないと見込まれます。

事件番号8番は、農用地区域からの除外を目的とした申請です。申請地は、調川町平尾免■■■■■■■■■■、地目は畑、■■■■平方メートル、■■■■、地目は田、■■■■平方メートル、所有者は■■■■氏、申請者は■■■■■■■■■■です。場所は調川小学校から■■■■へ■■■■メートルに位置します。124ページに農業振興地域の農用地区域の図面を添付しております。事件番号が3番となっておりますが8番の誤りでございます。黄色が農用地区域で、赤く囲っている部分が申請地です。除外の目的は、太陽光発電施設用地として利用することです。土地利用計画では現状のまま利用し、排水は雨水排水のみで水路放流させる計画です。申請地は田、畑、原野に囲まれた土地ですが、除外されても農地の集団性は保たれ、農業用水路等への支障もなく、周辺農地への影響もないものと考えられ、農用地区域からの除外もやむを得ないと見込まれます。

事件番号9番は農振農用地区域からの除外を目的とした申請です。現地の位置図を125ページに添付しております。黄色の部分が現在の農用地区域で、赤で囲んだ部分が申請地で今回除外する土地になります。申請地は福島町浅谷免■■■■■■■■■■、地目：田、■■■■平方メートルです。申請者は福島町浅谷免■■■■■■■■■■氏です。申請の理由は、農用地区域から除外したのち、一般個人住宅を建築するものであります。土地利用計画でございますが、造成につきましては現在段差がある2枚の田を上田の高さまで約1メートル盛土しまして、排水計画につきましては雨水及び生活雑排水は浄化槽で浄化し水路に放流する計画となっております。但し接続する水路が周辺に確認ができませんでしたので、これにつきましては今後検討を要する事項かと思われます。この土地を農用地区域から除外しても農地の集団性は保たれますし、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないものと思われます。以上が農業振興地域整備計画の変更の内容となりますが、変更することで農業振興上問題がないかご審議いただき、その結果を農業委員会の意見として回答いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議案の説明が終了しましたので、振興計画の変更について農業振興上問題ないかどうか地元委員さんの意見を聞きたいと思います。事件番号1から3について転入と除外がありますけれど、吉原委員お願いします。

10番 農業委員10番の吉原です。事件番号1番と2番についてまず説明を申し上げます。120ページの図を見てください。農振地区への編入の申請でありまして、事件番号1番は地目は田、現在は畑のような感じでありました。事件番号2番は、水田を耕作されて両方ともきれいに管理されており、それを中山間等直接支払制度を活用するために編入するという事ですから問題はないと思います。事件番号3番、これは除外の件ですが、先ほど説明がありましたように、XXXXXXXXXXがその近くにあります。駐車場用地が狭いため、この土地を駐車場用地として活用したいというお考えのようです。これを除外しても集団性が壊されることなく農用地の1番端っこにある土地ですから、また市道に面した集団の端っこにある土地で、除外しても何ら問題は無いかと判断をいたしました。終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事件番号4について、柿山委員お願いします。

3番 農業委員3番の柿山です。この件につきまして7月20日に現地立ち会いを行いました。121ページを見てもらいたいと思います。駐車場用地ということで申請が上がっていますが、場所は市道悪太郎川線、そして物件の裏には悪太郎川が流れておりますし、隣接する農地は全然ありません。何ら問題ないものと思いました。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事件番号5については、私の担当地区のところでございます。除外の理由が、太陽光設置ということでございますけれども、ここは地目が山林でございまして、農業委員会には5条の申請は出てこないわけでございます、農用地区域からの除外が認められればすぐ工事に入るところでございます、問題は排水だというふうに考えております。事務局も説明しましたように、今回の除外については、隣接した農地の地主と協議をするようにと文書をつけたいと考えておりますけれども、他は特に問題になるところはございません。

次に事件番号6につきまして、松永委員お願いします。

15番 農業委員15番の松永です。7月20日の11時半ごろ現地調査を事務局の方と行いました。農振地からの除外の件につきましては別に問題は無いかと思います。図を見ていただければわかると思いますが、よろしくご審議をお願いいたします。それとこの場をお借りしまして、私事ではござ

いますが、先ほどお見舞いをいただきまして御礼を申し上げます。半年前に手術をしまして入院してある程度回復しております。どうもありがとうございました。

議長 はい、ありがとうございました。事件番号7について、村田委員お願いします。

推進委員 推進委員11番の村田です。先ほど事務局より説明がありましたとおり、隣接地に置いて除外されても何ら問題はないと思われます。流末についても現場の水路に流すということと、下の方でも原野化されており何ら問題ないかと思われます。どうぞご審議のほどよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。次に事件番号8について、吉永委員お願いします。

2番 農業委員2番の吉永です。この件につきましては、私は一緒に回っておりません。事前に個人的に話が来たときに現地確認に行ってきました。ここは、盆地みたいな谷みたいな土地でありまして、周りは農地といいながらほとんど農業をされていない土地であります。この土地はもともと道がなかったんですが、今は新設した道ができて周りの農地にはほとんど影響がない土地のようでありました。それで、除外しても別に問題は無いのかなと思います。耕作者がほとんど年寄りばかりで後は荒れるばかりの土地のような感じがしましたので、除外しても問題ないかと見てきました。よろしくお願いいいたします。

議長 はい、ありがとうございました。次に事件番号9番、田中委員お願いいいたします。

8番 農業委員8番の田中です。125ページの図にある赤い土地なんですけど、住宅地ばかりなので事務局の説明のとおり農地の集団性はここがなくなっても保たれると思われます。ですから農振農用地区域からの除外は問題ないと思われます。この農地の住宅への転用でちょっと排水計画に見えてないところがあるので、水を流すところがこの赤い図の上の農地を通らないと上の農地の横に水路があるのでそこまで伸ばさないといけなないので、この排水計画に周辺住民と土地の方と相談して問題ない形にしてもらいたいと思います。ご審議方よろしくお願いいいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。この事件番号9番の水については、農地ですから転用申請が具体的な建設計画と合わせて転用申請が出てくると思います。その時に排水がどんなふうに計画されているのか審議してみまじょうか。その時に現地確認にいかれた委員さんからもお願いいたします。

17番

農業委員17番の崎村です。事件番号1番と2番を編入で一緒の隣の農地にまでまとめてみたものです。田んぼもしっかり作られておりました編入されることによって、より農地の集団性が保たれることになると思いますので編入に問題はないと思いました。次に事件番号3番栢ノ木の土地ですが、駐車場に変えられるという予定で排水は深い水路が通っておりますので水に関しては特に問題なく除外は問題なくできると思いたしました。4番の白浜免のこちらにも駐車場に転用される予定ですが、道より下の土地になっていまして川がありますので、排水は全部そちらのほうに流れていくということなので除外に問題ないと感じました。事件番号5番です。地図を見てわかれたように地目も山林になっていて土地も1番端っこになっているので除外には問題ないと感じましたが、隣接地にハウス農家さんがびわを作っておられるところがありましたので、排水とか暴風とかそこら辺が気になるなと思いつながら、意見書をつけてもらうということで必ずそうしていただきたいなと思いたしました。以上です。ご審議お願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。今の地元委員並びに現地確認にいかれた委員さんから特に問題ないということでございます。しかし指摘も受けたところでございます。この件につきまして皆さんの方から整備計画の編入並びに除外について何かご意見ございませんでしょうか。

推進委員

推進委員13番の早坂です。5番と7番の件ですが、私の認識では思い違いかもしれませんが、農用地区域にある農地は、山林とか原野に地目変更できないと私は思ったんですが、これは買って変更して地目変更したんですか。それとも、もともと山林原野だったのがそのまま農用地区域内に入ってしまったのか、どういうことだったんでしょうか。

議 長

これは私の方から説明させていただきたいと思います。地目は山林となっておりますけれども、農業改善構造事業で一部がみかん山、一部が山林というところではございました。ところがここは国土調査が入っておりまして、国土調査の時にすでにみかん山が山林のような状態ではございました。国土調査の地目については現況主義でございますので、当時山林であれば地目は山林ということになるということではございまして、当時

は山林とみかん園と一部山林でございますけれども、国土調査の時に地目を山林という形にしているということでございます。ただ山林であっても農振農用地区、構造改善事業であったところでございまして、まだ、農振地域からの除外がされてなかったという現状でございます。よろしいでしょうか、7番については状況わかりますか。

推進委員 推進委員11番の村田です。行ったことがないところでありますので、普段からずっと荒れていたみたいです。

議長 事務局、何かわかってますか。

事務局 こちらも国土調査が入りまして、もともと田であったんですけれども、国土調査の成果によりまして、田から現況地目が原野という変更がなされています。そういったところでの地目が原野というところでございます。

議長 よろしいでしょうか。

推進委員 推進委員13番の早坂です。という事は農用地を制定するときには地目は農地のままということですか。

議長 例えばみかん園とか、構造改善事業で相当開きましたけれども、もうすでに山になっているというところがたくさんありますので、まだ農振農用地からの除外申請をしていないところはかなりあります。以前は、国も一度に落とすなという指導が来ていました。ですから私どもは、農林課と協議しながら一度にはなかなか落とせないなという話はしてきましたけれど、今は国の方針も変わりまして現況に応じた対応をなささいということでございまして徐々に落とし、山になっているところを農振農用地から落としていっている手続きを進めているところでございます。他に何かございせんか。

推進委員 推進委員8番の鈴立です。農用地への編入とありますが、こういう手続きをして、この後また外すというような申請をした場合は、あり得ない事はないのかなと思ひましてお尋ねします。

事務局 確かに編入した後に除外の申請ということも考えられると思ひますけれども、窓口が農林課の方で、受け付けるかどうか審議がなされるかと思ひますので、そちらの判断に基づいて農業委員会に意見を求められたらそれに対して回答していきたいというふうに考えております。

議 長 ただ一旦こんなふうにして編入しますとなかなか難しいです。それと場所が農振農用地の真ん中近くにあるということになると特に除外が難しくなるので、編入する時は十分注意していただくということになるかと思えます。ほかに何か皆さんの方でこの案件につきましてご意見ございませんでしょうか。編入については、別に問題ないですけれども、除外について確認に行かれた委員さんからも農業振興上は問題ないという意見でございます。議案第43号については問題ないということで意見書を提出することよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 それでは、議案第43号につきましては農業委員会として計画の変更について農業振興上問題ないという意見書をつけて提出するものとしたします。以上をもちまして、議案の審議が終了しました。

議 長 それでは次回の農業委員会の日程を報告させていただきます。8月27日木曜日13時30分から文化会館で行います。以上もちまして7月の定例総会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 16 時 15 分